

カトリック教会の教会法秩序とルターの聖書観の対比的考察

著者	高井 保雄
雑誌名	ルター研究
巻	16
ページ	67-90
発行年	2019-10-31
URL	http://id.nii.ac.jp/1075/00000626/



カトリック教会の教会法秩序と ルターの聖書観の対比的考察

高井 保雄

一 序

ルターの聖書観を探求する場合、宗教改革後五百年の時を経た現代の視点から、ルター及びルター派の聖書観及び聖書解釈の特質の考察を、例えば今日ではすでに自明の前提ともなっているキリスト教諸教派のそれぞれの聖書理解の立場を含め、方法的には歴史的、文献学的な立場から比較考察する事が可能である。しかし、ルターを今一度、現代人には理解困難なことが多々あるのだが、彼が生きていた当時のカトリック教会の教会法秩序の中に位置づけ直し、ルターが従っていた当時の教会法の下での規範的教説、即ち、中世を貫き今日にまで至るカト

リック教会の聖書観及び聖書理解を培って来た教会の秩序規範たる教会法（聖書、公会議令、教皇令、伝承、慣習等）の規範体制をコンテキストとして捉え、ルターがどのように、当時の教会法規範に基づく聖書解釈の方法の限定の中で、救済を求めて格闘し、ついに独自の聖書の理解方法を見出し、彼独自の聖書観、及び救済論を確立していったのかを探索することも、意義あることと考える。

具体的にはルターの修道院時代における当時の公会議令における規範的教説にもう一度焦点を当てることを通して、彼の聖書観とその形成についての新たな意義を見出すことができるのではないか、というのが本論のつもりである。

二 ルターの時代および現代のカトリック教会の「教会法」体制秩序

現代人である我々は、「政教分離」や「信仰の自由」といった近代国家の法理念を当然の事柄としてしている。しかし、ルターの生まれた時代と場所は、そうではなかった。それは正に西欧中世の秋とも言うべき時代であったのだが、教皇を頂点とする教会と皇帝を頂点とする世俗国家が各々固有の法による支配体制を持ちながらも互いに共存し、宗教的文化的には一つの「キリストのからだ」を形成している世界だった。

西洋史において中世の時代区分は一般的に五世紀の西ローマ帝国滅亡から、一四—一六世紀のルネサンス・宗教改革までの時期を指すとされる。つまり中世はおよそ千年間続いたのである。中世は、また封建時代とも呼ば

れる。封建制社会とは封建的君臣関係に基づいて土地保有と人格関係が組み合わされた社会体制である。そこでは土地は君侯から知行（封）の形で家臣に授けられるが、家臣は主君に忠誠を誓うことにより、主君に対して特定の奉仕義務を負うという権利義務関係が成立する。この封建的身分関係によって社会的には荘園制度あるいは領主制（土地所有者たる領主が不自由身分の農民に対して、行政・司法・財政その他さまざまな権利を行使する体制）が形成されていった。

また、西欧の中世は、宗教的にはキリスト教世界である。ローマ教皇が皇帝に対して優位であったので「教皇皇帝主義」と呼ばれたが、この両者は互いに補完し合う形で西欧中世世界における宗教的・政治的支配構造たる封建制度を形成していた。そこでは教皇もまた、世俗の君侯と同じく自らの領地である教皇領を有しており、教皇の配下の階層である修道院長や大司教、司教なども同様で、彼らは皆それぞれの領地を有する世俗領主でもあった。この点は、現代の教会構造と異なって、いささか特異な意味を持つ。なぜなら広範な自律性をもつ領主が隷属民に対して大きな権力をふるうことは、中世における封鎖的、農業的な経済のもとで栄えた西欧封建制の一大特徴となっているからである。

こういう中世世界において、教会は教皇―大司教（修道院長）―司教―司祭というヒエラルキーを形成し、他方、世俗社会では国王―諸侯―騎士―という階級構造が歴然として存在する身分社会だった。そのどちらの階層にあっても上級の階層に属する者は領地を所有する領主として存在したが、いずれの領地においても農民は最下層に位置づけられていた。¹⁾

要するに、中世にあつては世俗世界を支配する皇帝（王）権と精神世界を支配する教会の教皇権が併存してい

て、それぞれ、世俗国家においては国家法・慣習法が、教会にあっては、公会法（公会議令、教皇令、伝承、慣習）規範が、それぞれの封建的身分社会を支配、維持していたのである。

ルターが当時の教会の聖書についての教説に対して、自らの聖書観、あるいは、固有の聖書解釈方法論を確立したとするなら、我々は、まず、その考察の対象として、ルターの教会における修道生活を律していた当時のカトリック教会法体系に目を向けるところから始めなければならない。具体的には、五世紀を隔てたトリレント公会議（一五四五年—一五六三年）と第二バチカン公会議（一九六二年—一九六五年）の二つの公会議令の条項を取り上げて検討することとする。以下、各公会議令の該当項目の文言を提示し、次にその解釈を述べるという順序で取り上げて見て行きたい。

1 教会における教皇の位置づけについて

第二バチカン公会議において生れた「教会憲章」⁽²⁾第三三七項には以下のような規定が記されている。

【司教団とその頭】

三三七 ローマ教皇は、その任務、すなわちキリストの代理人ならびに全教会の牧者としての任務によって、教会の上に完全・最高・普遍的権能をもち、それをつねに自由に行使することができる。（中略）主は、シモン一人を全教会の岩、教会の鍵をもつものとし（マタイ一六18—19参照）、彼を自分の群れ全体

の牧者に任命したのである（ヨハネ二一15以下参照）。（以下略）

（注釈）

教皇制の外側にいる人間にとつては、教皇制が如何なるものかは、なかなか理解し難いのだが、ここには教皇制とはどのようなものが、概観的に示されている。すなわち①ローマ教皇は地上におけるキリストの代理者である。②教皇がキリストの第一の使徒ペトロの正統の後継者であり、キリストより託された天国の鍵を預かる（マタイ一六18―19）。③キリストは律法の完成者（マタイ五17）、かつ究極の審判者（バチカンのシステイナ礼拝堂の正面壁画の審判者キリストの姿は象徴的）である。その權威に基づきカトリック教会は「教会法」を定め、神の国及びこの世の秩序を保持する、というものである。この教皇制についてのカトリック教会の立場は、二一世紀の今日も、なおルター当時と変わることがないことを二〇世紀に成立した第二バチカン公会議の憲章は示している。

2 教皇の不可謬性について

第二バチカン公会議における「教会憲章」第三四六項には以下のような規定が記されている。

【教える任務（教皇の不可謬性）】

三四六 司教団の頭であるローマ教皇は、(中略)すべてのキリスト信者の最高の牧者および教師として、信仰と道徳に関する教理を決定的に宣言するとき、その任務上この不可謬性を帯びる。したがって教皇の決定は、教会の同意が得られたからではなく、それ自体により、まさしく、改変されえないものといわれる。実際、それらの決定は、聖ペトロ自身において教皇に約束された聖霊の助けのもとに述べられたものであり、他の人々による承認をまったく必要とせず、また他の審判を求めないかなる上告も許されない。そのときローマ教皇は、一人人として教えを宣言するのではなく、普遍教会の最高の教師として、教会自身の不可謬性の霊のたまものを、単独で、自分のうちにもつ者としてカトリック信仰の教理を説き、あるいは擁護するのである。

(注釈)

いわゆる「教皇無謬性」についても、プロテスタントには理解が困難な事柄ではあるが、「ローマ教皇はその任務上この不可謬性を帯びる」とは、科学的な意味で「教皇無謬」を主張するのではなく、教皇の「任務」、即ち「キリストの代理」であるという教会法上の地位と任務が法理上の意味で最高上位にあることを示すということである。即ち、教皇の不可謬性とは、科学的真理の概念ではなく、宗教裁判における最高の法規範的根拠としての「不可謬」性、宗教的「真理性」である。従って、教皇の不可謬性を改めることは、同等の権利者たる別の教皇には不可能なことではない(教皇は過去の教会の判断を訂正しうる)、と思われる。

3 修道者と聖職位階について

第二バチカン公会議における「教会憲章」第四〇八―四一〇項は以下のようである。

【修道者に対する聖職位階の権威】

四〇八（中略）神と隣人に対する完全な愛を独自に促進する福音的勧告の実践を、法規をもって賢明に調整することは、教会の聖職位階の務めである。

四〇九 ローマ教皇は、普遍教会に対するその首位権に基づき、（中略）修道会員自身は、教会に対する務めをその特殊な生活様式に従って果たし、部分教会における司教の司牧権のため、また使徒的活動において必要な一致和合のために、教会法に従って司教を尊敬し、これに従わなければならない。

四一〇 教会は、修道誓願に、（中略）法的認可によって教会法上の身分としての栄誉を与える。

（注釈）

ルターが、エルフルトのアウグステイヌス派隠修道院において、上記の四〇八―四一〇の教会法の条項を極めて忠実に実践し、その結果、司祭に叙階されたことは、これらの規定からも十分に伺えるのである。後にルターは一五二〇年一月に教皇の破門威嚇の大教書をヴィッテンベルクの衆人の面前で焼くのだが、その時、同

時に教会法典も焼いた。ここにおいても、当時のカトリック教会の教会法秩序体制が、ルターを含めて修道士達にとって大きな生活の枠組みとなっていた、ということが如実に示されている。(ちなみに翌一五二一年、ルターはヴォルムスの国会で異端宣告を受けた。)

三 ルターの神学的思惟の軌跡

ルターは、上記のような、カトリック教会のヒエラルキーとその教会法体制の下にアウグスティヌス会修道士となり、修道会規則の定めにより毎日七度、主として詩篇から構成された時祷(朝課、一時課、三時課、六時課、九時課、晩課、終課)を唱え、メデイタチオ(聖書を読み、黙想し、声に出して唱え、絶えず反復する)の生活に没頭した。このような修道院生活を誰よりも熱心に八年間続けたルターは詩篇を殆ど全部誦んじるほどになっていた。

この時代のルターは、「私は如何にして恵みの神を獲得出来るか」という救済への熱望に動かされていたが、具体的には当時の教会の教える「法廷的な神の義」の解明に集中していた。その「神の義」とは「神の正義」であり、神は各人の行いに応じて報いること、即ち罪を犯した者には裁きが、善きわざを行う者には恵みが報われるというものだった。この「神の義」の法定論的理解の下で、ルターは教会の定める「告解」のわざを通して「罪の赦し」の獲得にいそしむが、畢竟、自身が「罪を犯さずにはいない罪人である」との認識から、そのよう

な罪人に罰をもって報いるしかない神を憎むに至った。

そのようなルターの懊悩と苦闘を見て、上司であるシユタウピッツは、ルターに自己の後継者として聖書を講じるように命じた。ルターがこれに逆らうことは許されず、彼は聖書学博士となり、聖書講義のはじめとして長年親しんできた詩篇に取り組むことになった。

四 当時の教会の聖書、及び聖書解釈についての公的立場

1 聖書と使徒の伝承について

トリエント公会議（一五四五年―一五六三年）において定められた公会議令に次の条項（数字は『カトリック教会文書資料集』の資料番号、以下同）がある。

一五〇一 福音は（中略）すべての救いの真理と道徳律の源泉として「すべての被造物に」（マタイ二八19以下、マルコ一六15）伝えるように命じられたものである。この真理と規律は書かれた書物と、書かれていない伝承とに含まれている。伝承は使徒たちがキリスト自身の口から受継ぎ、または聖霊の靈感によって、手から手へ渡すようにして、使徒たちからわれわれに伝えられたものである。われわれは正統派の教父たちの模範に従って、旧約と新約のすべての書物を受入れ、尊敬する。それは唯一の神が両

聖書の著者だからである。また同じように、キリストによって口授され、聖霊が書き取らせ、カトリック教会の中に受継がれ、保存されている信仰と道徳に関する伝承を、同じ敬虔の情と尊敬の心をもって受入れ、尊ぶものである。誰一人として疑う者のないように、この公会議が認めた聖書の目録をこの教令の中に書き記すものである。聖書の目録は次の通りである。

一五〇二 旧約聖書では、創世記、出エジプト記、レヴィ記、民数記略、申命記を含むモーセ五書、ヨズエ、土師、ルト、列王1、2（サムエル前後）、列王3、4、歴史略上、下（年代記前後）、エストラ、ネヘミヤ、トビヤ、ユジット、エステル、ヨブ、ダビデの一五〇詩編、箴言書、コヘレットの書、雅歌、智書集、会書、イザヤ、エレミヤ（哀歌を含む）、バルク、エゼキエル、ダニエル、ホゼア、ヨエル、アモス、アブデリア、ヨナ、ミケア、ナホム、ハバクク、ソフォニア、ハガイ、ザカリア、マラキヤ、マカバイ前、後である。

一五〇三 新約聖書では、マタイ、マルコ、ルカ、ヨハネによる四つの福音書と福音記者ルカによる使徒行録、使徒パウロの一四の書簡（ローマ、1、2コリント、ガラチア、エフェソ、フィリッピ、コロサイ、1、2テサロニケ、1、2チモテ、チト、フィレモン、ヘブライ）、使徒ペトロの二書簡、使徒ヨハネの三書簡、使徒ヤコボの書簡、使徒ユダの書簡、使徒ヨハネの黙示録である。

一五〇四 以上の書物を聖なる正典として、カトリック教会において普通に読まれているラテン訳、ブルガタ版に従って、全部を残らず受入れなかったり、知りながら故意に上に説明した伝承を軽視したりする者は排斥される。

(注釈)

カトリック教会は、見える文字で書かれた聖書と目に見えない聖霊によって伝授される伝承を尊ぶ。そして、「聖書」の正典を列挙する。それを見ると、プロテスタントのそれとは、新約聖書の内容は一致しているが、旧約聖書の文書範囲が異なっている。これにより、「聖書」が實際何を指すのかについては、カトリックとプロテスタントとの間に、根本的な相違が存在することが分かる。そして、それは、両者間の「正典性」の理解の相違に由来するのである。

2 聖書のブルガタ版の承認と聖書解釈の方法について

トリエント公会議（一五四五年―一五六三年）における公会議令に以下の条項がある。

一五〇六 同じ聖なる公会議は、聖書のラテン語版すべての中で、どれを決定版とすべきかを定めることが神の教会にとって非常に有益であると考えた。何世紀にもわたり教会において使用され承認されてきた古いブルガタ版を公の朗読、論議、説教、解説において使用すべき決定版とみなすことを決定し、宣言する。たとえどのような理由からであっても、この版を拒否しようとしたりまたは拒否したりしてはならない。

一五〇七 さらにまた、勝手気ままな意見を抑制するために、次のことを定める。すなわち、誰一人としてキリスト教の教義に関係がある信仰と道徳について、自分個人の判断に頼ってはならない。また聖にして母なる教会が昔から支持し、今も支持している聖書の解釈に反して、自己流に解釈してその意味を曲げてはならない。聖書の真の意味と解釈を判断するのは教会の職務だからである。また、たとえそれが一般に公開されないものであっても、教父たちの一致した意見に反した聖書の解釈をしてはならない。

(注釈)

カトリック教会は資料番号一五〇六において「何世紀にもわたり教会において使用され承認されてきた古いブルガタ版を公の朗読、論議、説教、解説において使用すべき決定版とみなすことを決定し、宣言する」としている。即ち、教会の使徒的伝承に基づいて形成されてきたブルガタ版に記載する全文書を正典と定め、その根拠となる「伝承を軽視したりするのは排斥される」(トレント公会議)とした。しかし、ブルガタ版が何世紀にもわたって写本が繰り返された結果、ヨーロッパ各地において、本文内容の異なる「ブルガタ版」が存在することになり、そのことは神学者達がそれぞれの神学を異なったブルガタ版に基づいて展開した結果として大きな相違が生じることを余儀なくした。そのため、遂にブルガタ版の標準化が必要となった。一二二六年パリ大学で出版された「パリ版」がその結果生まれた標準版となるに至った。しかし、これらのことは、やがてルターの時代、すなわちルネッサンスの時代において、聖書の人文主義的原典批評と言語学的方法により、欠陥だらけのラテン

語翻訳によらない新たな聖書テキストが要請され、その聖書テキストの改訂作業の中から、新たな教理上の改革が生み出されることになったのである。⁴⁾

人文主義の「源泉に戻れ (ad fontes)」の思想の影響下、ルター達は、旧約聖書の正典の範囲をヘブル語原典の旧約聖書の文書に限った。また、人文主義の歴史的、言語学的な聖書研究により、カトリックの教会制度のすべてが正確に聖書に基づくものではない(伝統による)ことが明らかになった。

ルターは聖書の「正典性」を、その文書が「キリストを宣べ伝えている使徒性」を基準に考えた。「キリストを教えていないものは、たといペテロパウロが教えたにしても、使徒的ではない。他方、キリストを宣べ伝えているものは、たといユダ、アンナス、ピラトクスあるいはヘロデがそれをなしたにしても、使徒的である(ルター『九月聖書』一五二二年、ヤコブの手紙への序文)」。

このようなルターの「キリスト論的基準」から見ると、ヘブル人への手紙、ヤコブの手紙、ユダの手紙、ヨハネの黙示録の四書を正典とすることに、当初は批判的だった。

更にまた資料番号一五〇七には、「聖書の真の意味と解釈を判断するのは教会の職務である」とし、「たとえそれが一般に公開されないものであっても、教父たちの一致した意見に反した聖書の解釈をしてはならない。」という、聖書の学問的研究に対して大きな制約があったことが示されている。

カトリック教会においては、聖書を正典として決定したのは教会である故に、聖書の権威は、聖書を決定した教会の権威に基づくとした。カトリック教会の伝統は教役者の権威をその役職自体に基礎づけ、司教の役職と使徒時代との「歴史的」連続性(使徒継承)を強調した。

しかし、教会が定めた聖書の内容の真理性が不正確な翻訳によって信頼性が揺らいだという認識が生まれた時、「源泉に帰れ（アド・フォンテス）」の精神に基づいた人間の精神は、ギリシア語原典やヘブル語原典に基づく新たな翻訳による聖書という「新しい革袋」出現を見たのだが、その革袋に入るのは、「聖書のみ真理性」という「新しい酒」であったのだ。

「聖書のみ sola scriptura」という言葉はキリスト教信仰と実践に関しては聖書以外のどのような源泉も参照する必要がないという宗教改革的確信の表現である。「聖書が聖書を解釈する」のである。

カトリック教会においては、聖書を正典として決定したのは教会である故に、「聖書の権威」に並んで、その「教会の伝統」が聖書の権威の源泉であるとされた。正典は教会の伝承によってつくられたし、それゆえ正典の承認は第二の信仰の源泉としての伝承の承認を暗に含んでいるのだから、宗教改革者の「聖書のみ」は自己矛盾であるとす。

これに対し、プロテスタントは「教会ではなく、むしろ教会を基礎づけ、支配する啓示そのもの」が、「決して他のものではなく、まさにこの証言を、啓示の証言として、したがって教会にとって正典として証しするのである（K・バルト）」、あるいは、「もし教会が正典を権威づけるなら、正典は、教会の正典、すなわち正当な規範であることをやめるであろう。正典自身、自らを権威づける。（O・クルマン）」等と主張する。

3 印刷許可について（検閲と認可及び禁書について）

トリエント公会議（一五四五年—一五六三年）における公会議令（資料番号一五〇八）の条項は以下のようである。

一五〇八 誰も著者の名前のない、聖なる教理を取り扱った書物はいかなるものであっても印刷し、あるいは出版したことは合法的でないし、あるいは将来それらを販売し、あるいは所有することは、あらかじめめます検閲され、認可されていなければ、合法的でない。……そのような本の認可は文書で与えられなければならない、書物の冒頭に適切に示されていなければならない。

（注釈）

カトリック教会は、トリエント公会議で決定された教令（資料番号一五〇七）にあるように、聖書解釈権は教会にあり、カトリック教会の聖書解釈に反する解釈は排斥されるとして、カトリック教会の伝統的解釈に反する聖書解釈を事実上禁じていた。二〇世紀の第二バチカン公会議に至ってこの教令はようやく改められたのである。

五 聖書の解釈権者について

中世の教会において使われた聖書解釈の方法は普通 *Quadrigena* クワドリガ（聖書の四重の意味）として知られている。それは「聖書の四重の意味（古代ギリシアローマ時代の *Quadrigena* 四頭立て「輪馬車の戦車」）と呼ばれる。これはスコラ神学による中世の教会の伝統的な聖書解釈法で、その根本原理は、一つの聖書の文法から①字義通りの意味、②寓意的（アレゴリー）あるいは比喩の意味（教理上の言明となる解釈）③転義的あるいは道徳的意味（倫理的指針を与える解釈）④神秘的意味（キリスト教的希望を暗示する解釈）の四つの意味を取り出す解釈法である。これに更に「文字（殺す）と霊的（生かす）」という区分が加わる。例えば、トマス・アクイナスの方式では①を「文字（殺す）」と低く評価し、②③④を「霊的（生かす）」解釈として尊重する。

ルターもこの解釈法に習熟し、トマスとは異なり、上記四通りの意味のそれぞれを「殺す文字」と「命を与える霊」による区分に分け、計八つの枠組で詩篇の解釈をした。

例えば「シオンの山」は、a 歴史的に、「殺す文字」に従って解釈すると

- ①文字通り カナンの地
- ②寓意的に ユダヤ会堂又はその重要人物
- ③転義的に ファリサイ派の義と律法

④神秘的に 地上における未来の栄光 という四通りの意味がある。

b 預言的に「命を与える霊」に従って解釈すると

①字義通り シオンの民

②寓意的に 教会あるいはその重要人物

③転義的に 信仰の義

④神秘的に 天における永遠の栄光 という四通りの意味がある。⁽⁵⁾

といった風の一つの語句から新たに八通りの意味やイメージを引き出すことが出来た。

ルターはこのカトリック教会の聖書解釈を学び、そのスコラの解釈方法によって、当初は詩篇を解釈、講義したが、やがて聖書の解釈における「キリスト論的解釈」方法に至るのである。

ルターは、聖書が誰もが読める言語に翻訳することによって、誰もが聖書解釈権を持つと共に、誰もが正しい聖書解釈に至ることができるとして、新約・旧約の全書を翻訳した。(しかし、宗教改革が進むと、聖書における聖餐の文言の解釈の妥協しがたい不一致や農民戦争時の農民達の聖書解釈が自らの解釈とは異なるという事実)に直面した。)

これに対して、カトリック教会は解釈権は教会のみにあるとした結果、教会内での異なる聖書理解の存在を避けることができたのも事実である。

ところで、この中世のスコラ的四重義解釈法は、やがて多くの解釈者の場合、「字義通りの意味」を「殺す文字」として尊重することをしなくなり、主として「転義的、道徳的な意味」を「霊的な命を生かす意味」として

重視するようになった。ところが、ルターはあくまでも「文字の歴史的意味」こそ四つの意味の中で最も重視すべきとしている、なぜなら彼は、聖書の文言は全て「イエス・キリストの呼びかけの言葉」であると理解する解釈原理に至ったからである。

例えば、後のマールブルク会談でツヴィングリが「これは私の体である」という聖書の語句について「私の体」を「象徴」として理解し、これを「転義的、道徳的にわきまえる」ことを重視したのに対し、ルターは、キリストが「私の体」と言われている以上、それは「文字通り」キリストの体である、と説く所にも現れている。

このようなルターにとつて、詩篇講義を進める中で、当初最も大きなアポリアとなったのが詩三一篇一節及び七一篇二節の文言「あなた（神）の義をもってわたしを助け……（口語訳）」の文言の理解の問題だったとされる。従来 of 教会の通念であった「神の義」の法廷的理解によれば、「神の義」は「神の正義」即ち「罪人を罰する神の義」に他ならず、その「神の正義」によって、どのようにして「罪人（義人は一人もいない）」が助けられるに至るのかという問題がルターにとって大きな謎であり関門だった。その文言の意味するところの内実との取り組みがローマ一章一七節の「神の義」の理解へとつながり、遂にここでの「神の義」とは、神の「法廷的な裁きの義」ではなく、「キリストの（恵みの）義」のことであるという新たな理解に達したのである。因みに、新共同訳聖書では、これらの文言は「恵みの御業によって助け……。（詩三一 2、詩七一 2）」と訳されているが、それは、この文言での「神の義」を「神の恵みの義」と理解する、ルターによってようやく明らかにされた「宗教改革的理解」を前提としている解釈の結果と言えるだろう。しかし、そのように翻訳（しすぎ）をするこ

とによって、ルターがなぜ、この文言の理解について苦闘しなければならなかったのが却って理解困難になっ

てしまうという恐れなきにしもあらず、ということであろうか、聖書協会共同訳（二〇一八年）は、この聖書箇所を「あなたの正義によって……」と、以前の口語訳に近い訳にしている。

六 ルターの聖書観

第一回詩篇講義（一五一三年）、ローマ書講義（二五一五年）、そして第二回詩篇講義（一五一八年）の中で、ルターは聖書の解釈において「キリスト論的解釈」原理を確立した。一言で言えば、ルターの聖書観では、書かれた文字である聖書を「キリストの私への呼びかけ」として受けとめる。そうすると旧新約両聖書を通じて至る所にキリストの受難と十字架が記されているのを見る。その結果、「我々は聖パウロと共に『わたしたちはイエス・キリスト、この十字架につけられた方以外には何も知らない』ということが出来る」ということによつて「十字架の神学」に至ることとなる。

このように、「語られることば」と「書かれたことば」の区別がルターにおいては、重要である。「福音は説教すなわち主イエス・キリストがその死を媒介にして手に入れ、もたらしてくださった神の恵みとあわれみについて語るこのほか何ものをも意味していない」。「福音は実際には、文書ではなくて語られることばであろうとするのであつて、キリストが文字を書かないで語ることだけをなさったように、聖書の内容を述べるのである。キリストはご自身の教えを聖書とよばず、福音すなわち、良きおとずれ、あるいは宣教と呼びたもうたのである。

これがペンをもってではなく、口をもって述べられねばならない理由である」。「キリスト教宣教において、聖書は生ける神によって、今日我々に語られる現実で現時点でのみことばとして聞かれる。この神は、キリストにおいて我々に来たまい、キリストを媒介として我々の中で悪を克服し、罪のゆるしと、永遠のいのちと、救いとを我々に与えるために働きたもう。神のみことばは聖書のなかに与えられているが、それが説教として、宣教として我々に語られるとき、我々にとって我々と同時代のものとなり、働きのあるものとなる」⁽⁶⁾。

七 その後のカトリック教会の聖書観の変遷

ルターの死（一五四六年）の前年、カトリック教会のトリエント公会議（一五四五年—一五六三年）が開始され、その中で、カトリック教会の聖書観が明らかにされるが、第二バチカン公会議において、それらのうち、何が不変であり、何が変えられたのか。終わりにそのことを確認しておこう。

第二バチカン公会議の「神の啓示に関する教義憲章」⁽⁷⁾は聖伝と聖書の相互関係について以下のように述べる。

1 聖伝と聖書の相互関係

八八五 聖伝と聖書とは互いに密に結びつき、通じ合っている。……したがって、教会が、啓示されたすべて

のことにについて確信を得るのは聖書だけからではない。それゆえ、両者は等しく敬虔な心と尊敬の念をもって受容され尊重されなければならない。

(注釈)

カトリック教会は啓示の源泉として聖書と伝承という二元論的立場にあることは、トリエント公会議からみて、全く変わりが無い。

2 聖伝と聖書の全教会ならびに教導職との関係

八八六 書かれた神のことばや伝承された神のことばを正しく解釈する任務は、ただ教会の生きた教導職のみにゆだねられており、その権威はイエス・キリストの名において行使される。もちろん、この教導職は神のことばの上にあるのではなく、これに奉仕するものであって、伝承されたものだけを教える。

(注釈)

聖書の解釈は、カトリック教会においては、教導職がその正当な権威と任務を有しており、その教導職は神のことばに奉仕するものであり、自己の解釈によらないで、伝承されたものを教えるという責任を有している。これも基本的には、トリエント公会議と変わらない。

3 適切な翻訳

九〇五 聖書に近づく門戸は、キリスト信者に広く開かれていなければならない。……神のことはいつの時
代にも自由に生かすことのできるものでなければならぬので、教会は母の気遣いをもって、とくに
聖書の本文に基づいて、いろいろな言語に適切で正確な翻訳がなされるように配慮するのである。

(注釈)

カトリック教会は、それまで、聖書の本文は、世界中どこでもラテン語のブルガタ版を用いていたが、第二バチカン公会議以降、各国語による翻訳を認めることとなった。

4 聖書研究の自由について

第二バチカン公会議以前のことだが、教皇ピウス十二世の「回勅 *Divino afflante Spiritu* (一九四三年九月三日)⁽⁸⁾」が出された。

【聖書の学問的研究の自由】

三八三二 人間の知識はすべて、たとえそれが神に関するものでなくても、神の無限の知識に参与する有限の知識であるため、固有のすばらしさを持つている。この人間の知識が、神に関することがらをよりよく理解できるようにするために使われるならば、さらに新しいそして高いすばらしさを持つようになり、いわば聖別される。……自分が取扱っている主題を積極的に熱愛し、聖にして母である教会に献身的なカトリックの注釈家は、今までに解決できていない困難な諸問題に繰返して取組むことを決して思止ってはならない。反対者の反論を論破するだけでなく、……他の学問の確かな結論と完全に一致する解答を見いだすように努めなければならない。教会の子たちは、このように……熱心な学者たちの努力を公平と正義に基づいて、また最大の愛をもって判断するように心がけるべきである。さらに、すべての新しいものに対して、それが新しいからという理由で、反対したり疑ったりする過度の熱意を避けなければならない。……

(注釈)

二〇世紀に至って、ようやく、カトリック教会も、プロテスタントと同様に、聖書に対して、自由な学問的研究の対象としても認めるといふ、という聖書観に至ったのである。

注

- (1) 拙論「ルターと農民戦争」宣教ビジョンセンター紀要『教会と宣教』第23号、日本福音ルーテル教会東教区、二〇一七年、四九頁以下。
- (2) 『第二バチカン公会議公文書 改訂公式訳』カトリック中央協議会、二〇一三年、所収。
- (3) デンツインガー編、シエーンメッツァー増補改訂『カトリック教会文書資料集』A・ジンマーマン監修、浜寛五郎訳、エンデルレ書店、一九七四年、所収。
- (4) A・E・マクグラス『宗教改革の思想』高柳俊一訳、教文館、二〇〇〇年、一八九頁以下。
- (5) 前掲『宗教改革の思想』、二〇三頁以下。
- (6) W・J・コイマン『ルターと聖書』（ルター神学研究双書7）岸千年訳、聖文舎、一九七一年、二九八―二九九頁。
- (7) 前掲『第二バチカン公会議公文書 改訂公式訳』、所収。
- (8) 前掲『カトリック教会文書資料集』、所収。